

「多文化交流員制度の管理運営・国際交流事業の企画運営業務」委託に係る質問・回答

No.	質問	回答
1	参加申請書類のうち、「営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。」とありますが、これに該当する場合、様式自由の理由書を提出することで足りるという理解でよろしいでしょうか。それとも他に提出すべき代替書類などは必要ですか。	ご認識のとおりです。 理由書をご提出いただければ代替書類は不要です。
2	企画提案書に記載する人員体制について、本業務の主たる実施者が1名である場合、その体制を中心に記載して問題ないでしょうか。	問題ございません。
3	多文化交流員を活用した国際交流事業の実施内容について、参加人数、取り上げる国・地域、活動内容のジャンル（例：対話型、体験型、表現活動等、飲食が関わるもの）は、提案者の創意工夫により比較的柔軟に設計可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	これまでに自団体が実施してきた、または現在実施している国際交流・多文化共生関連事業を、別の場所や形で再構成し、そこに多文化交流員を関与させる形での事業実施も、本業務の趣旨に沿う提案として認められますか。	新たに別の場所や形で再構成し、そこに多文化交流員を関与させる形で事業を実施いただいても問題ありません。
5	委託料の支払い方法について、業務完了後の検査・請求とあります が、これは領収書・レシート等を提出する精算方式なのか、それとも業務報告書により履行確認がなされれば、契約金額に基づき請求・支払いが行われ、原則として個別経費の精算は不要	プロポーザル実施要領3（3）に記載のとおり、多文化交流員に支払った報酬、交通費については支払ったことが確認できる書類をもとに精算を行います。

	という理解でよろしいでしょうか。	
6	本業務において、多文化交流員の登録・派遣・事業実施を行うにあたり、既存の地域団体・学校・区役所等との連携先は、提案者側で新たに開拓・構築する前提でしょうか。それとも、市として一定の紹介・調整が想定されている部分がありますでしょうか。	連携先については、ご提案者において新たに開拓・構築していただくことを想定していますが、仕様書2（6）に記載のとおり、国際交流事業の実施について、開催場所（区）の選定は市と相談することとなります。